

下呂市告示第 6 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた、同法第1条の
規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により農用地利用
集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和6年1月10日

下呂市長 山内 登

1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

下呂市萩原町羽根2605番地1

下呂総合庁舎内 農林部農務課 農業委員会事務局